

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

越前保と杉崎三ヶ村(二)

小泉 義博

(三)

祇園社が越前国内で領有したいまひとつの所領が、杉崎三ヶ村または杉前三ヶ村と称される所領である。以下では便宜上、杉崎三ヶ村に表記を統一しておく。

これが現武生市杉崎町を中心とする地域に比定しうることは明らかと思われるが、しかし三ヶ村なる集落が、杉崎村のほかどこを指したのかは必ずしも判然とはしない。近世に至って、杉崎村の枝村として見える「新賀」⁽¹⁾は、すでに天文二十三年(一五五四)にはその名前を見出すことができるから、こうした杉崎村地籍内の枝村のごとき集落を総称しての三ヶ村であったのではないかと考えられる。杉崎村については、慶長年間作成の「越前国絵図」には、

杉崎村 高六百八拾三石一斗四升⁽³⁾と見えており、また正保三年(一六四六)

の「越前国知行高之帳」には、

一高六百八拾三石一斗四升 杉崎村
六百五拾四石一斗四升 田方⁽⁴⁾
内 式拾九石 畠方 柴山有

と記されている。これらから、杉崎村はさほど規模の大きい集落ではなかったとしてよいであろう。

杉崎が史料上に最初に登場するのは、「社家記録」正平七年(＝観応三、一三五二)十一月二十一日条であろう。

一杉前事、親禪法眼申状并予拳状同進之処、同可被出御拳云々。

この記事の言うところは、杉崎を祇園社領に付属せしめてほしいという親禪法眼の申状と、これを推挙する執行頭詮法印の拳状を、南朝の後村上天皇のもとへ提出したということなのであろう。この時期の京都は、南朝方勢力が一時これを押さえるという事態を迎えていたために、祇園社もその時流に乗って所領拡大を図ろうとしていたものと思われる。

杉崎三ヶ村が正式に祇園社領に属することとなったのは、次のごとき応安三年

(一三七〇)十月の後光厳天皇の繪旨によつてである。

具書一通 越前国杉前三ヶ村、為祇園社造管料所、可被知行者、

天気如此。悉之、以状。

応安三年十月一日 宣方中御門 左中弁判

頭詮法印御房⁽⁵⁾

この繪旨によると、杉崎三ヶ村は祇園社の造管料所として寄付されていることが知られる。前節では、伊勢神宮の造管料が諸国から役夫工米と称して徴収されている事例を提示したが、祇園社においてはかかる方法は用いられず、特定所領が造管料所として寄付されるという方法がとられていたのである。

しかしながらこの寄進の繪旨を得たにもかかわらず、下地の打渡しについては一向に沙汰がなされなかったようで、祇園社造管雑掌は応安五年(一三七二)に至って、やむなく次のような目安状を提出して、その在地遵行を急ぐよう要請している。

目安

祇園社造営雜掌実清申、越前国杉前三箇村事。

右当所者、去々年十月一日、為造営料所被下 綸旨、被付当社畢 進覧案文。

仍可有遵行之由、可被成御奉書於守護方之旨、同年同月之比就捧申状、

被賦当御奉行畢。但當所事、然而未教御教書了。貞和元年文和三年延文之比、

中院中納言家雜掌 以捧嘉[□]元年臨時朝并根本中堂雜掌等相恩古綸旨訴訟之時、為門真權少外記奉行、有其沙汰、度々被成奉書畢。所

詮、任傍例、被渡本奉行權少外記、任後日 綸旨、可被打渡下地於当社

造営雜掌之由、被成嚴密御奉書於守護方、為速急速造作言上如件。

貞安五年九月 日^⑥ 応安五年九月 日^⑥

(斜線を以て抹消せり)

この史料は、後光嚴上皇のもとへ提出した目安状の草稿であるために、表現上いささか不分明なところが多いが、要するに眼目は、「可被打渡下地於当社造営雜掌之由、被成嚴密御奉書於守護方」という部分にあるのであって、すなわち下

地を祇園社造営雜掌に打渡すようにといふ奉書を、守護畠山義深⁽⁷⁾に宛てて発給してほしいと要請しているのである。この目安状において留意すべきところは、下地を打渡すなどの現地での所領支配の安定化が、守護権力に全面的に依存せざるを得ない状態になっていることが看取される点であって、南北朝中期に至れば、も

はや後光嚴上皇をはじめとする公家勢力、あるいは祇園社自身の権力をもってしては、とうてい安定した在地支配は望めない情勢になってしまっているのである。

なお、右史料の抹消された部分を子細に見てみると、貞和⁽⁸⁾延文年間^(一三三四—一三六五)に、中院中納言家と延暦寺根本中堂とが相論を行なっている由が見えており、これは杉崎三ヶ村が祇園社領に寄せられる以前に、この両者が当村に対して何らかの領有権を持っていたことを示しているよう。後代の史料を見てみると、「根本中堂領当社杉前上分事」と記したものが得られるから、根本中堂は杉崎三ヶ村にと

つて本家職の地位にあり、祇園社は領家職を寄付されたものと考えてよいであろう。

右のごとき目安状が提出されたにもかかわらず、しかし在地の打渡しについては容易に実現を見なかつたようで、永和三年^(一三七七)に至つて次のような幕府御教書が発せられるに及んだ。

祇園社造営料所越前国杉前三ヶ村、岸五郎左衛門尉以下一類濫妨事、所被成下 綸旨也。早退彼妨、可沙汰付下地於社家雜掌之状、依仰執達如件。

永和三年十月十七日 武藏守判 畠山尾張入道⁽⁹⁾

これによると、杉崎三ヶ村の下地について、岸五郎左衛門尉らが押領しているので、早く狼藉を排除して下地を祇園社

雑掌に沙汰付けるようにと、越前国守護畠山義深宛てに命じていることが知られる。ここで濫妨を働いたと見えている岸

五郎左衛門尉は、おそらくは杉崎三ヶ村の下司職(あるいは地頭職)を持つていたものと思われ、その彼が一向に年貢米

を祇園社造営雜掌に打渡すようにといふ奉書を、守護畠山義深⁽⁷⁾に宛てて発給してほしいと要請しているのである。この目安状において留意すべきところは、下地を打渡すなどの現地での所領支配の安定化が、守護権力に全面的に依存せざるを得ない状態になっていることが看取される点であって、南北朝中期に至れば、もはや後光嚴上皇をはじめとする公家勢力、あるいは祇園社自身の権力をもってしては、とうてい安定した在地支配は望めない情勢になってしまっているのである。

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

等を上納しようとはしなかつたのである。なおこの史料によれば、繪旨を受けて管領細川頼之が右のごとき幕府御教書を發したと見えているので、この段階に至れば、天皇の命令が幕府機構によって下達される体制に変質してしまつてゐることが知られ、公家権力の衰退の一例として注目しておいてよいであらう。

右の御教書では岸五郎左衛門尉の類による濫妨が指彈されてゐるのであるが、しかしこの在地違乱の問題は単に岸氏一人にその責を負わすべきものではなかつたやうで、杉崎三ヶ村をめぐるには他に多くの領主権力が介入してゐて、そこに当村知行の問題の複雑さが根ざしてゐた。

越前国杉前三ヶ村事、止山門中堂并善来堂雜掌以下方々違乱、全知行、可專造管之由、

〔後円融天皇〕
天氣所候也。仍執達如件。

〔永和四年〕

六月十五日

権右中弁資教
祇園執行僧都御房

祇園社造管雜掌実晴申、越前国楯崎三ヶ村事、早任 繪旨、止方々違乱、

可被沙汰下地於社家雜掌之状、依仰
執達如件。

永和四年七月二日

〔細川頼之〕
武藏守判

〔義深〕
畠山尾張入道殿

右に引用した史料のうち前者は、日野資教が後円融天皇の意を奉じて發給した繪旨で、杉崎三ヶ村に対する延暦寺根本中堂と善来堂の雜掌の関与を排除して知行を全くするようにと安堵したものであり、後者はこの繪旨を承けて、杉崎三ヶ村の下地を祇園社雜掌に沙汰付けるやうに守護畠山義深に命じた幕府御教書である。この二点の史料から、前述のごとくに、禁裏の命令の下達が幕府機構に全面的に依拠していることがまず知られよう。ついで注目されるのは、杉崎三ヶ村に対して根本中堂と善来堂とが関与してゐる点で、このうち根本中堂は本家職の立場からの介入であつたと思われるから、その地位に基づいて根本中堂は取得すべき得分を直接に在地から納入させようとしたのではなからうか。善来堂雜掌は、恐らくはその下向代官であつたのであらう。

そしてこの点を踏まえてさらに推測を重ねれば、前掲永和三年十月十七日幕府御教書において濫妨を糾弾されてゐた岸五郎左衛門尉は、この根本中堂ならびに善来堂の意向に添つて年貢米等を上納し、領家職たる祇園社にはこれを上納しなかつたのではなかつたらうか。もしそうであつたとするならば、こうした各層の領有権の複雑な関わり方こそが、杉崎三ヶ村の在地知行を混乱に導く原因の一つであつたことになるのである。

このやうに杉崎三ヶ村の知行に関する諸領主権の介入の問題は、容易に解決のつきそうなることとは見えなかつたのであるが、康暦元年（一三七九）十二月に至つて次のごとき後円融天皇繪旨が發給されるに及び、ここによつて決着がつかふこととなつた。

越前国杉前三ヶ村事、武家 奏聞之上者、為社領、当知行不可有相違者、
天氣如此。悉之、以状。

康暦元年十二月廿九日

〔平知頼〕
勘解由次官判

祇園執行僧都御房^(頭卷12)

この論旨によつて、杉崎三ヶ村の祇園社領たることが安堵されたのであるが、その文言中で目を引くのは、「武家 奏聞之上」と見える点である。これは、

杉崎三ヶ村の知行が安定化しないことに業をにやした執行顕深僧都が、武家將軍足利義満に働きかけて天皇への執奏を図つてもらい、その奏聞によつてようやく右の論旨が発給されるに至つたことを物語っているのである。換言すれば、この

足利義満の奏聞がなければ、天皇は根本中堂の態度がどうなるかを考慮するのあまりに、一向に祇園社の提訴をとり上げようとはしなかつたと考えられるのである。いずれにもせよ、この南北朝中期の段階において、祇園社が次第に積極的に室町幕府へ接近し、それによつて社領の安定化を図ろうとしていたことだけは確かなことと言えよう。

ついで披見に及ぶ史料が、応永三年(一三九六)十一月五日に越前国大使に宛てて、伊勢神宮造宮のための役夫工米の催

促停止を命じた奉書であるが、これはすでに前節に引用して検討を加えたので、ここでは省略することにしよう。

さらに降つて応永十三年(一四〇六)になると、次のような越前国守護斯波義教(もと義重)の遵行状が得られる。

祇園社領越前国榎崎三ヶ村事、早任去年二月六日安堵并当知行、可全宝寿院玉寿丸代所務之由、所被仰下也。仍状如件。

応永十三年閏六月十七日(斯波義教)
甲斐美濃入道殿^(祐徳13)(花押)

この史料によると、杉崎三ヶ村を宝寿院玉寿丸が領有することにつき、去年(応永十二年(一四〇五)二月六日に將軍足利義持が安堵の御判御教書を発給しており、さらにこれを承けて越前国守護斯波義教が右の書下状を守護代甲斐祐徳(將教)に発して、玉寿丸代官の所務を全くするようにと命じていることが知られる。この玉寿丸は、のちに執行になる顯宥のことと考えられ、彼は応永十二年二月以前に杉崎三ヶ村等の所領を親父より繼承

していたところから、その讓渡の安堵を將軍に対して要請し、それが「去年二月六日安堵」によつて確認されたということなのである。

ところで、この書下状の文言に「所被仰下也」とあつて、守護斯波義教が將軍家御判御教書を承けて直ちに右の文書を発給していることが窺えるのは、注意を要すべき点であろう。幕府命令の正規の下達系統をたどる場合には、御判御教書―守護宛て管領施行状―守護代宛て守護遵行状と順次発給されていくのであるが、右の場合には管領施行状の段階が省略されてしまつていたのである。それはなぜかと言つと、この時点で守護斯波義教は管領に在任していたからである。つまり管領義教は、御判御教書を承けて施行状を發すべきところを、同時に守護でもあつたから、それら二段階の文書発給手続を統合してしまつて、直ちに右のごとき守護代宛て書下状(遵行状)の発給に及んだということなのである。そうであればこそ、「所被仰下也、仍状如件」とい

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

うように、管領施行状と守護遵行状とを混同したような文言が見えているのである。

なお、右の史料に見えた玉寿丸は顕宥のことと推測されるのであるが、この顕宥が杉崎三ヶ村等を領有したことにについては、享徳四年（一四五五）七月の所領目録において確認されるので、ここで一部を掲載しておこう。

祇園社領当知行分目録之事
一 丹波国波々伯部保日神供料所。

……（中略）……

一 越前国杉前三箇村感神院田。

一 越中国堀江庄内高木。

……（中略）……

享徳四_乙年七月十一日 顕宥判_辰

この目録によって知られるように、杉崎三ヶ村内で祇園社に年貢米を上納する田地は、特に「感神院田」と称されていることに注意を払っておきたい。以上に見てきたところによって、杉崎三ヶ村が祇園社領に寄進されて以後、これを領有

した人物としては、顕詮―顕深―顕宥の三人が知られたことになる。

① 杉崎三ヶ村の年貢に関する史料が得られるので、次に引用して検討を加えることにしよう。

② 祇園社領越前国杉前年貢七貫文、所送進之状如件。

永享九年四月廿七日 納所法眼_{祇園社}

夏一御房₁₆

③ 代物式貫文渡給候。杉前年貢候哉。

重而送文可有候。恐々謹言。

文明_{十三}卯月十五日 執行代（花押）

祇園執行殿₁₇

④

尚々、安居以前先々運上之分、于今遅引無勿躰候。若尚遅々儀在之者、堅可加催促由、衆議候。

根本中堂領当社杉前上分事、嚴重為料所之處、寄於事乱世、無沙汰之条、希代次第也。所詮、任先規嚴密可有運上者也。猶以難渋之儀在之者、一段可有催促之旨、依衆議折紙如件。

文明_{十四}王七月十二日 執行代（花押）

祇園₁₈執行坊

まず②は、祇園社の納所たる某法眼が夏一御房なる人物に宛てた年貢請取状で、この史料から、杉崎三ヶ村は年貢七貫文を祇園社に上納していたことが知られる。これは恐らく年貢の総額であろう。夏一御房は、現地へ下向して在地知行者から年貢を受領してくる代官であったものと思われる。

③は、延暦寺執行代が祇園社執行に宛てて出した年貢請取状と考えられ、祇園社は一旦取得した杉崎三ヶ村の年貢七貫文のうちから、二貫文を延暦寺に上納しているのである。なおこの③においては、祇園社よりの年貢の送文が添えられていなかったことから、改めて送文だけを送付するようにと命じられている。それでは祇園社はなぜ年貢二貫文を延暦寺に上納しているかというと、次の史料④に見えるように、杉崎三ヶ村が「根本中堂領」であったからである。すなわち、先述したように、杉崎三ヶ村にとっては延暦寺根本中堂が本家職にあたり、祇園社は領家職にあたる地位であったわ

けである。このため祇園社は、取得した年貢七貫文のうちから二貫文を割いて、本家職の「上分」として根本中堂に上納しなければならなかったのである。しかるに文明十四年(一四八二)においては、祇園社はこの上分を納入しなかった。「乱世」がその理由とされ、在地での混乱が影響しているであろうが、しかし根本中堂としてはかかる事態を黙視するわけにはいかないので、衆議として、早急にこれを運上するようにと命じているのである。なおこの「乱世」と称される在地の混乱は、越前国を朝倉氏の支配から奪回すべく文明十一年(一四七九)十一月に侵攻した斯波義良ら一党と、これに對抗した朝倉孝景・氏景らとの合戦を指しているものと推測される。斯波義良らはその後まもなくの文明十三年(一四八一)九月に加賀国へ放逐されてしまうのであるが、在地での混乱收拾ははかばかしく進まず、そのために杉崎三ヶ村からの年貢上分の無沙汰という事態に及んでしまったものであろう。

文明年間以降になって、越前国では朝倉氏がこれを領国として支配する体制が形成されるのであるが、こうした事態の推移は、祇園社による杉崎三ヶ村の領有に對しても少なからぬ影響を与えるものであった。というのは、杉崎三ヶ村の在地を知行する領主は、当然のことながら朝倉氏の被官人に組織されることとなり、朝倉氏が軍役や段銭を賦課すれば、それは直ちに在地領主を通じて在地百姓達の負担に転嫁されることになる。あるいはまた、この在地領主が、朝倉氏の権力を背景にして年貢を押領せんと企図すれば、それは比較的容易になしえたことであろう。こうしたことから、祇園社が杉崎三ヶ村の年貢を以後も確保しようとするためには、なによりもまず朝倉氏との関係を良好に保ち、その権力に依存して年貢運上を実現させねばならなかった。祇園社は朝倉氏に積極的に接近しようとしていたのは、ひとえにこのためであったのである。

：(上略)：

如例年差使者申入候。可然様御披露干要候。御私へ御祈禱物并帶壹筋令進之候。将又、清暉軒御公用之事、近年曾以無運上候。其趣帶刀左衛門殿へ具申入候間、被成其御心得御馳走候者所仰候。恐々謹言。

此使者在庄之事、如前々被仰付候様、被仰調候者干要候。自頼候者、如例御屋形様・同帯刀左衛門尉殿被申入候。可然様御取成専用候。将又、清暉軒へ御公用之事無御由断被仰調候者、公私可為恐悦候。又申入候自杉前三ヶ村之儀、御屋形様へ次目之御判之事、被成御申之処ニ、定自祇園申分可有之間、一方向ニハ被仰出間敷之由御返事之由、及承候間、自然之為御心得令申候。恐々謹言。

(文脱カ)
天廿三年十一月十一日

右の史料は、祇園社執行たる宝寿院常泉が天文二十三年(一五五四)十一月に作成した書状の草案であつて、その宛先は記されていないものの、恐らくは朝倉

氏被官人のうち特に祇園社と関係のある人物であったのであろう。これによると、下向代官たる清暉軒が近年は一向に公用を運上しないが、それは杉崎三ヶ村を知行する在地領主（＝朝倉氏被官人）が年貢等を代官に納付しないからと思われるので、この旨を御屋形様＝朝倉義景に披露して、厳密に完納すべき旨の命を在地領主に下されるよう、取りなしてほしいと依頼していることが知られる。御屋形様と並んで名前の見える帯刀左衛門尉とは、一乗谷にあって奉行人を務めた魚住景栄のことと思われ、彼は越前国内に所領を持つ祇園社などの庄園領主との折衝を、その職務としていたのであろう。この史料から知られるように、祇園社が杉崎三ヶ村からの公用＝年貢を確保できるかどうかは、朝倉氏がこうした領国内における取捨関係を容認するか否かに、そのすべてがかかっていたのであって、そのために祇園社は、右のごとき書状をもつて、朝倉氏に年貢取納の安定化を依頼しているのである。

ところで、右の書状中に見えた清暉軒は、公用未進について次のように述べている。

〔切封々書〕

清暉軒

宝寿院御報 乗彭¹

為年頭之祝儀五明彦本、如例年拝領候。祝着之至此事候。同百疋進覽之候。表祝儀計候。仍公用之事、給人各此数年一向未進候、六拾貫文二余。去々年迄引違運上候、四拾貫文二余。如此涯分相調候。引違申事無曲候。是ハ新賀之上分之公用^ホて無之候。其方老若各淵底能可有存候。清暉領と合テ上成事候。公用者在所も各別^{成敗カ}事候。可被其御心得候。恐惶々々。

十二月七日 乗彭（花押）

宝寿院御報²⁰

すなわち、朝倉氏から杉崎三ヶ村の知行を命ぜられた「給人」は、この数年間一向に年貢を沙汰しないので、未進分が六〇貫文余りにのぼっている、一昨年までの分については「引違」つまり立て替えて運上したが、それでもまだ未進分は

四〇貫文余り残っている、この立て替えた公用は、清暉軒領からの上分と合わせて納入したものであって、「新賀」からの公用に当たるものではなく、在所は各別のことになっている、と述べているのである。この史料から知られることは、杉崎三ヶ村は朝倉氏が被官人に給地として与えた所領で、そのために被官人＝在地領主は給人と称されていること、またこの給人が多年に亘って年貢を無沙汰していること、さらに、杉崎三ヶ村のうちには公用を上納する田地とそうでない田地とが存し、そのうちには清暉軒領たる田地があつたこと、そして新賀がすでに村落として成立していること、などの点である。ここでは特に、朝倉氏から給分として杉崎三ヶ村を与えられた給人が、多年に亘って公用を無沙汰しているという点に注目しておこう。

このように、杉崎三ヶ村の在地知行を行なう給人＝領主が、ことあるごとに年貢未進をくりかえすようになれば、祇園社としては、その年貢取得の安定化を直

接し朝倉氏に依頼しなければならなくなるのであって、そのための書状が先に引用した宝寿院常泉の書状であり、あるいは次の「とき」のものなのである。

〔端裏書〕
「永祿九」

当社御祈禱之御守・牛玉・巻数并五

明老本、如例年令進入候。可然様御

披露所仰候。御私へ御守・牛玉・巻

数・五明老本、令進候。弥御武運長久

御祈念、重畳可申入候。就中杉前公

用之事如先規急度被仰付候様、御馳

走奉憑存候。別而公私可為御祈禱專

一候。恐々謹言。

十一月十四日

常泉

魚住帯刀左衛門尉殿御宿所⁽²¹⁾

このように祇園社は、祈禱の巻数や五明を送って朝倉氏に積極的に働きかけ、そのことによって杉崎三ヶ村からの公用をなんとか確保しようと努力しているのである。こうした祇園社からの働きかけに対して、朝倉氏はこれを受け入れ、杉崎三ヶ村からの公用上納には特に意を払っていたものごとくに思われる。

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

〔切封ウハ書〕
「宝寿院」

延景

芳札令披閱候。仍守・牛玉・巻数頂

戴、并五明一本、欣悦之至候。随而

白綿式屯進之候。祝儀計候。委細魚

住彦四郎可申候。恐々謹言。

十二月十七日

延景(花押)

〔切封ウハ書〕

宝寿院

魚住帯刀左衛門尉

宝寿院貴報

景栄

御祈禱之御巻数并牛玉・五明一本申

聞候之処、目出祝着之旨御報被申候。

仍御守・牛玉・五明一本拝受、畏悦

之至候。随而青峽百疋令進覽候。併

奉表祝儀計候。委曲同名彦右衛門尉

可申入之由、可得御意候。恐惶謹言。

十一月廿九日 景栄(花押)

宝寿院貴報⁽²³⁾

右に引用した二点の書状のうち、前者は、朝倉延景(のち義景)が執行宝寿院常泉に宛てて、祈禱の巻数や五明を送付されたことに対して礼を述べるとともに、返札として白綿二屯を進納すると申し送ったものである。署名に延景と見える点から考えると、この書状は天文十七年(一五四八)三月の襲跡から、天文二十一年(一五五二)六月の改名までの間のものであることが判る。ついで後者は、このような朝倉氏の書状に添えて発給された被官人魚住景栄の添状とも称すべきもので(ただし直接に前者と関連するものではないことは日付から明らか)、祇園社よりの巻数等について礼を述べると共に、錢一〇〇疋を進呈し、委細については魚住彦右衛門尉が使者として上洛すると報じたものである。このように祇園社は、朝倉氏の祈禱依頼に応じてこれを行ない、巻数等を送付して勸心を買うことにより、杉崎三ヶ村の知行安定をなんとか保とうと努力しているのである。

以上に見たように、祇園社は朝倉氏に働きかけることによって杉崎三ヶ村からの年貢をそれなりに確保しえたことが知られるのであって、その意味では大名朝倉氏は、領国内の庄園制的な支配関係を温存し続けたと言えるであろう。しかしながら、在地を知行することについては、

自己の被官人を給人として配置しており、祇園社の権力はもはや一切関与することができなくなっている。こうした在地知行のあり方を重視すれば、やはりこれを庄園制的土地関係と云うわけにはいくまい。庄園領主たる祇園社が杉崎三ヶ村に對して行なえることは、単に給人から納付される年貢を受領するにとどまっておらず、その受領を維持するためには、朝倉氏の勤心を買うべく常に積極的に働きかけねばならなかったのである。そしてこうした祇園社と杉崎三ヶ村との関係も、朝倉氏の滅亡、つまり織田信長による越前国制圧によって、完全に断ち切られてしまつたのである。

注

- 1、杉原文丈夫氏編『新訂越前国名蹟考』巻四。
- 2、『八坂神社文書』第一六一八号。
- 3、『越前国絵図』（杉原文丈夫・松原信之氏編『越前若狭地誌叢書』上巻）。
- 4、『越前国知行高之帳』（福井県立図書館蔵）。

- 5、『社家記録裏文書』第二八三号、「祇園社記」御神領部第十四。
- 6、『社家記録裏文書』第二八二号。
- 7、佐藤進一氏『室町幕府守護制度の研究』上、第四章。
- 8、『八坂神社文書』第一六一四号、文明十四年閏七月十二日、延暦寺執行代折紙。
- 9、『祇園社記』御神領部第十四。
- 10、『祇園社記』御神領部第十四。
- 11、『祇園社記』御神領部第十四。
- 12、『祇園社記』御神領部第十四。
- 13、『八坂神社文書』（『大日本史料』第七編之七）。
- 14、佐藤氏前注7著書。
- 15、『祇園社記』雜纂第九。
- 16、『祇園社記』第十二。
- 17、『八坂神社文書』第一六一三号。
- 18、『八坂神社文書』第一六一四号。
- 19、『八坂神社文書』第一六一七号。
- 20、『八坂神社文書』第一六一八号。
- 21、『八坂神社文書』第八二二号。
- 22、『八坂神社文書』第八九号。
- 23、『八坂神社文書』第八五号。

(四)

これまでの検討によつて明らかとなつたところを、最後に簡単にまとめておく。

越前国衙領であつた越前保は、既に十三世紀以前に別当分社領として祇園社に寄せられていたが、嘉元三年（一二〇五）三月に至つて、ときの別当たる延暦寺僧仲覚法印の計らいにより、闕怠していた九月九日御節供のための料所として執行晴喜法印にその保司職が委ねられることとなり、これによつて当保関係の史料が祇園社に多く残されることになつた。保司職を譲渡された晴喜法印は、その保司給分を取得する一方で、九月九日御節供のために赤飯十三膳と神酒の小瓶子三器を備進する義務を負つたのである。

晴喜法印は、降つて康永三年（一三四四）六月に、この越前保を孫の晴賀法眼に譲渡するのであるが、晴賀法眼はこれを門弟相承することなく、貞和五年（一三四九）九月に至つて、日吉二宮彼岸結

衆に譲ってしまう。

越前保を領するようになった彼岸結衆は、しかしその所務をみずからの手で行なうことをせずに、十方院叡運注記なる人物に委任してしまい、そのために、当保をめぐって複雑な相論が発生することになってしまった。それは叡運注記が年貢を上納しようとしなかったためであった。

叡運注記はこの越前保の所務請負に当たって、まず請料三〇貫文を納めると共に、年貢として毎年一二貫文ずつを一〇ヶ年に亘って納入すると契約していたのであるが、しかし彼はこの契約を一向に履行しようとはせず、年貢銭を押し続けたのである。こうした事態が発生したことによって、祇園社には九月九日御節供料が調達されなくなったので、執行頭詮法印はこれを本主の晴賀法眼に沙汰させるという措置をとり、ついで晴賀法眼の逐電後はやむなくみずからこれを備進しているのである。

この相論の結果がどうなったかについては、史料が得られないために未詳であ

るが、さらに降った応安五年(一三三二)には、越前保から年貢一〇貫文の上納されていることが知られるから、叡運注記の契約した年紀一〇年の終了後は、当保の所務権は再び彼岸結衆の手に戻ったものと思われる。なおこの相論に関連して、当保の預所が八木清綱なる人物であることが知られ、祇園社は彼との関係を良好に保ち続けることのできるの意を払っていることが注目された。また、京都へ越前府中の往復旅糧に計二五〇〜三五〇文が必要であったことが判明したのも重要な点である。

ついで応永三年(一三九六)十一月には、伊勢外宮造當料が越前保に賦課されている史料が得られるが、祇園社はこれを国催促ではなくして京済という方法で納入している。それは、現地での催促に伴う混乱をできるだけ回避したいという意図によるものと思われる。そしてこの史料を最後にして、越前保関係史料は見出せなくなってしまうのである。

は杉前)三ヶ村は、現武生市杉崎町にその故地を比定でき、三ヶ村のうちの二ヶ村は杉崎と新賀を指すものと思われる。杉崎三ヶ村の本家職を領したのは延暦寺根本中堂と思われ、造當料所としてその領家職が祇園社に正式に寄付されたのは、応安三年(一三七〇)十月のことであった。

しかしながら、当三ヶ村を祇園社に付すについての在地遵行は容易に実現せず、そのために祇園社は室町幕府に働きかけを行なうて、安堵の御教書の発給を請わねばならなかった。それは、在地で岸五郎左衛門尉らが濫妨を働くという事態があったためであり、その背景には、根本中堂とその代官善来堂による、当三ヶ村に対しての強引な介入があったからである。そしてこの混乱は、康暦元年(一三七九)十二月に至ってようやく解決がつき、社領としての杉崎三ヶ村の知行が安定化したのであった。

ついで応永十三年(一四〇六)閏六月になると、宝寿院玉寿丸(のち顕宥)に

小泉 越前保と杉崎三ヶ村

よる杉崎三ヶ村の継承を安堵した前年二月の御判御教書を承けて、越前国守護斯波義教の発給した遵行状が得られる。この遵行状の文書様式は、管領施行状と守護遵行状とを統合したような表現になっているのであるが、それは義教が守護であると同時に幕府管領にも在任していたためであって、本来発給すべき守護宛て管領施行状の段階を省略してしまつて、直ちに守護代宛て守護遵行状を発給するという手続きをとっているからである。

さらに、当三ヶ村の年貢送文に類する史料を見ると、十五世紀には、杉崎三ヶ村から祇園社が受納する年貢は七貫文であり、このうちから二貫文が、本家職たる延暦寺に上納されていることが知られた。

文明年間以降となつて、朝倉氏が越前国における支配権力を掌握するようになると、杉崎三ヶ村からの年貢上納は次第に滞りがちとなつていく。そのために祇園社は、朝倉氏に積極的に働きかけてその勦心を買ひ、もつて被官人―在地領主

からの年貢上納を安定化させようと努力している史料がいくつか得られた。十六世紀中期の朝倉義景の治政下においては、その年貢確保の工作がある程度奏効していたものごとくに思われるが、しかし朝倉政権が崩壊する段階に至れば、それと共に、祇園社の杉崎三ヶ村に対する領有関係も完全に否定されてしまったことであろう。